

# 排水

## 水質汚濁防止法による排水基準

「環境省 水質汚濁防止法(排水基準を定める省令 別表第1、別表第2)」に基づく

### 有害項目

No.	項目	許容限度
1	カドミウム及びその化合物	0.03 mg/ℓ以下
2	シアン化合物	1 mg/ℓ以下
3	有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNIに限る。)	1 mg/ℓ以下
4	鉛及びその化合物	0.1 mg/ℓ以下
5	六価クロム化合物	0.5 mg/ℓ以下
6	ヒ素及びその化合物	0.1 mg/ℓ以下
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/ℓ以下
8	アルキル水銀化合物	検出されないこと
9	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.003 mg/ℓ以下
10	トリクロロエチレン	0.1 mg/ℓ以下
11	テトラクロロエチレン	0.1 mg/ℓ以下
12	ジクロロメタン	0.2 mg/ℓ以下
13	四塩化炭素	0.02 mg/ℓ以下
14	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/ℓ以下
15	1,1-ジクロロエチレン	1 mg/ℓ以下
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/ℓ以下
17	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/ℓ以下
18	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/ℓ以下
19	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/ℓ以下
20	チラウム	0.06 mg/ℓ以下
21	シマジン	0.03 mg/ℓ以下
22	チオベンカルブ	0.2 mg/ℓ以下
23	ベンゼン	0.1 mg/ℓ以下
24	セレン及びその化合物	0.1 mg/ℓ以下
25	ホウ素及びその化合物	海域以外10mg/ℓ以下 海域230mg/ℓ以下
26	フッ素及びその化合物	海域以外8mg/ℓ以下 海域15mg/ℓ以下
27	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸性化合物	100 mg/ℓ以下 ※
28	1,4-ジオキサン	0.5 mg/ℓ以下

※ …アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの。亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

### 生活環境項目

No.	項目	許容限度
1	水素イオン濃度(水素指数)	海域外 5.8-8.6 海域 5.0-9.0
2	生物化学的酸素要求量(BOD)	160 mg/ℓ(日平均 120 mg/ℓ)以下
3	化学的酸素要求量(COD)	160 mg/ℓ(日平均 120 mg/ℓ)以下
4	浮遊物質(SS)	200 mg/ℓ(日平均 150 mg/ℓ)以下
5	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5 mg/ℓ以下
6	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	30 mg/ℓ以下
7	フェノール類含有量	5 mg/ℓ以下
8	銅含有量	3 mg/ℓ以下
9	亜鉛含有量	2 mg/ℓ以下
10	溶解性鉄含有量	10 mg/ℓ以下
11	溶解性マンガン含有量	10 mg/ℓ以下
12	クロム含有量	2 mg/ℓ以下
13	大腸菌群数(1cm <sup>3</sup> につき)	日平均 3,000個以下
14	窒素含有量	120 mg/ℓ(日平均 60 mg/ℓ)以下
15	リン含有量	16 mg/ℓ(日平均 8 mg/ℓ)以下

生活環境項目についての排水基準は、一日当たりの平均的な排水量が50m<sup>3</sup>以上の特定事業場に適用される。  
地域により上乗せ、横寄せ基準がある。